

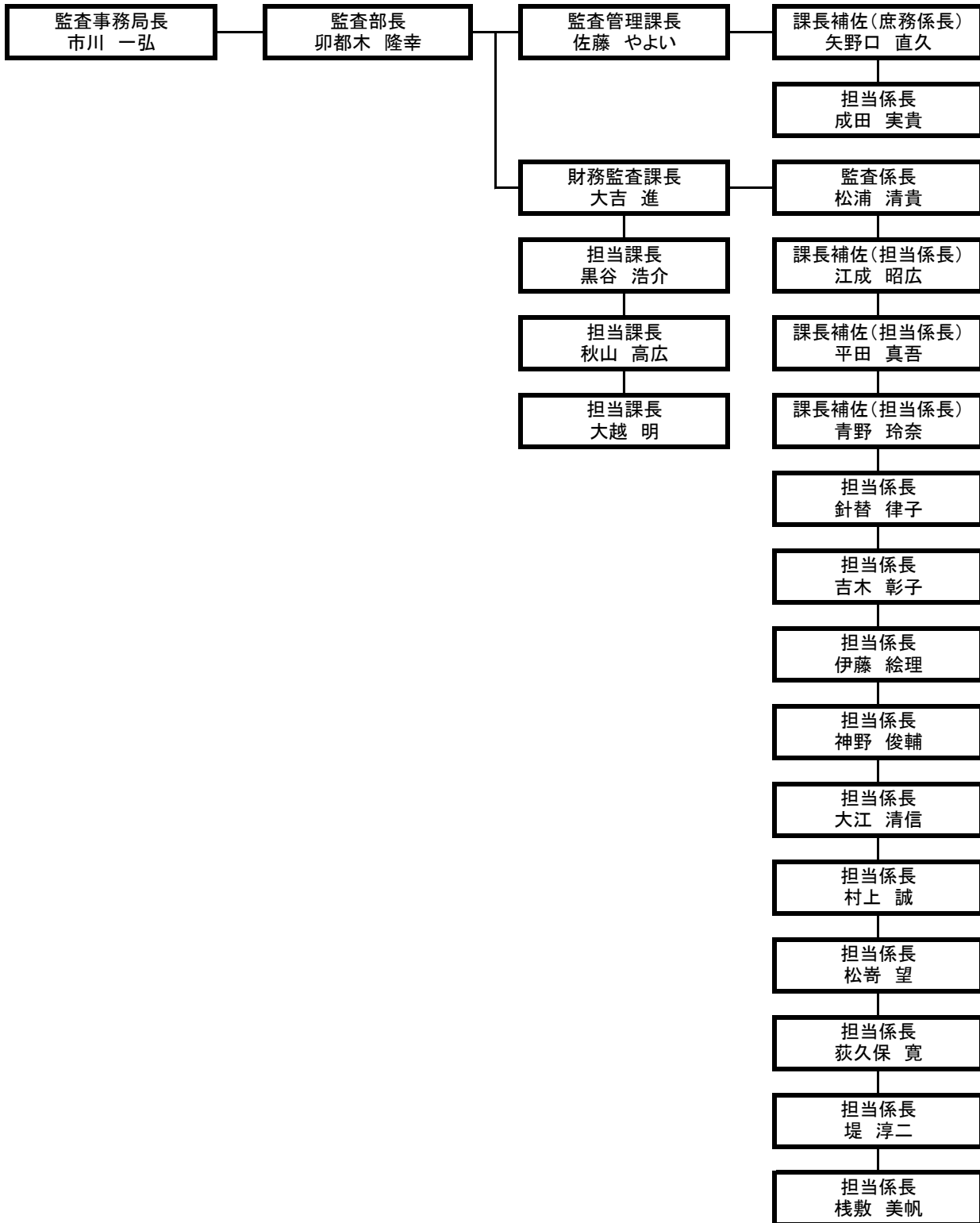
# 機 構 及 び 事 務 分 掌

令 和 8 年 5 月

監 査 事 務 局

# 監査事務局機構図

(令和8年5月19日現在)



# 監査事務局 事務分掌

## 監査部

### 監査管理課

- (1) 監査実施計画（財務監査課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 事務局の人事、文書、予算及び決算その他庶務に関する事。
- (3) 監査委員に関する事。
- (4) 事務局の危機管理に関する事。
- (5) 住民請求監査に関する事。
- (6) 外部監査に関する事。
- (7) その他地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定める監査委員の職務に属する事（財務監査課の主管に属するものを除く。）。

### 財務監査課

- (1) 監査年間計画及び監査実施計画に関する事。
- (2) 内部統制評価報告書審査に関する事。
- (3) 財務監査に関する事。
- (4) 行政監査に関する事。
- (5) 財政援助団体等監査に関する事。
- (6) 決算審査に関する事。
- (7) 現金出納検査に関する事。
- (8) 金融機関の公金出納監査に関する事。
- (9) 基金運用状況審査に関する事。
- (10) 健全化判断比率等の審査に関する事。
- (11) 資金不足比率等の審査に関する事。
- (12) その他地方自治法に定める監査委員の職務に属する事。

令和 8 年度

予 算 説 明 書

監 査 事 務 局

令和8年度 一般会計歳入予算説明

| 科 目  |              | 本年度予算 | 前年度予算 | 差引増△減 | 説 明                 | 説明書<br>対象頁 |
|------|--------------|-------|-------|-------|---------------------|------------|
|      |              | 千円    | 千円    | 千円    |                     |            |
| 24 款 | 諸 収 入        | 23    | 50    | △27   |                     | 62         |
|      | 7 項 雑 入      | 23    | 50    | △27   |                     | 66         |
|      | 17 目 雑入      | 23    | 50    | △27   |                     | 77         |
|      | (2) 社会保険料納付金 | 20    | 41    | △21   | 会計年度任用職員の社会保険料本人負担分 | 77         |
|      | (3) その他      | 3     | 9     | △6    | 包括外部監査報告書販売収入       | 78         |
|      | 歳 入 合 計      | 23    | 50    | △27   |                     |            |

令和8年度 一般会計歳出予算説明

| 科 目      | 本年度予算<br>千円 | 前年度予算<br>千円 | 差引増△減<br>千円 | 説 明  | 説明書<br>対象頁 |
|----------|-------------|-------------|-------------|--|------------|
| 2款 総務費   | 483,570     | 474,519     | 9,051       | 監査委員の職務執行及び監査事務局の運営に要する経費並びに外部監査に要する経費                                   | 88         |
| 13項 監査費  | 483,570     | 474,519     | 9,051       |  | 103        |
| 1目 監査委員費 | 466,065     | 457,014     | 9,051       | 職員人件費 445,269千円<br>監査委員費 10,728千円<br>会計年度任用職員経費 4,286千円<br>監査事務費 5,782千円 | 103        |
| 2目 外部監査費 | 17,505      | 17,505      | 0           | 外部監査費 17,505千円   | 104        |
| 歳出合計     | 483,570     | 474,519     | 9,051       |  |            |

# 令和8年度 監査事務局 運営方針

## I 基本目標

令和8年度は、現在策定を進めている「市民の実感」を最上位目標とした、「横浜市中期計画2026-2029」※1の初年度です。  
市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握、検証しながら、監査を通じて区局本部の業務適正化と改善につながる取組を推進することにより、「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」、そして、「明日をひらく都市」の実現につなげます。

監査事務局では、中期計画※1を踏まえ、監査を通じて区局本部の業務適正化と改善につながる取組を推進します。

**監査を通じて区局本部の業務の適正化と改善を支援し、  
市政への信頼向上につなげます！**

本市においては、将来的な市税収入の減少、社会保障経費のさらなる増加、公共施設の老朽化課題、市民ニーズの多様化、複雑化など、本市を取り巻く環境は厳しさを増しています。

監査事務局は、監査委員の下、市が実施する各種の事業が適正に、経済的、効率的、効果的に運営されているかどうか、最小の経費で最大の効果を上げるため、市政をさまざまな角度から監査を行い、区局本部の業務の適正化や改善を支援し、市政への信頼の向上につなげます。

### 市政への信頼向上



# 令和8年度 監査事務局 運営方針

## Ⅱ 目標達成に向けた施策

- 1 区局本部の業務の適正化と改善につながる監査
  - 市政方針を意識し、DX推進に伴い変化する区局本部の事業の業務上のリスクに留意しながら、全体最適の視点をもって監査を行います。
  - 区局本部の業務の適正化及び改善に資する視点で監査に臨み、内部統制体制との連携により組織の好循環を生み出すことで、事故・事務処理ミスが発生しにくい体制づくりに寄与します。
  - 市民目線・現場感覚を大切に、区局本部の納得性の高い監査を実施し、是正すべき内容に応じたスピード感をもって改善を促すことで、監査の信頼性を確保します。
  - 監査結果が「指摘」にとどまることなく、今後の業務に生かされるような意見を付すとともに、共通する事務については、制度所管課へ働きかけることにより、効果的な業務改善を促進します。
- 2 適正性と、経済性・効率性・有効性の視点及びリスクアプローチに基づく監査
  - 区局本部の業務改善に向け、経済性・効率性・有効性の視点も踏まえた監査を行います。
  - 区局本部の個々の事業の執行過程において内部統制が有効に機能しているかどうかを確認しながら、リスクの度合いと影響度に応じた監査を行います。

## Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

### 人材育成の推進

監査を通じて市の全体像を見る監査事務局の特長を前向きに捉え、全体最適の視点、高いモチベーションと専門性をもって監査に取り組める人材育成を行います。

### チーム力の向上

局内で密に情報共有を行い、連携・協力体制を高めるとともに、経験の多寡に関わらず、自由闊達に議論できる職場風土を醸成し、職員の意欲と能力が最大限発揮できる職場づくりに取り組みます。

### 働きやすい職場づくり

すべての職員にとってウェルビーイングな職場となるよう、安心して働くことができる風通しの良い職場づくりに取り組みます。また、デジタルツールを積極的に活用し、組織間の連携強化、コミュニケーションの活性化、業務効率化に取り組みます。

## Ⅳ 「GREEN×EXPO2027(横浜グリーンエクスポ)」の成功に向けた機運醸成

全国レベルで組織している監査関係団体等を通じて他都市へのPRを行います。